

表面

**あなたの賃金を
確認してください！
Please check your wages !**



この仕事に従事する方の賃金には、杉並区公契約条例で区独自の最低賃金である「労働報酬下限額」が定められています。

☆令和5年度労働報酬下限額

委託・指定管理協定

：1時間当たり1,138円



裏面もご覧ください

裏面

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低い場合、杉並区又は受注者（元請け企業・雇用主）、指定管理者にご相談ください。

○杉並区役所 問合せ先

杉並区総務部経理課契約係 電話 03-5307-0612

※対象となる方、労働報酬下限額等について
詳しくは区公式ホームページをご覧ください。

※Please visit the official Suginami City website
for further information about the minimum
amount of remuneration.

